**平成２８年（フ）第１０号**
高知市南万々７番地
破産者　井上基惠子
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第１９３号**
福岡県久留米市東合川３丁目19番７―10号エポックタウンＢ１号
破産者　江頭　玲子
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２８年（フ）第２４８号**
福岡県久留米市西町215番地６　ＳＫマルベリーⅠ301号
破産者　小田　徳治
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２８年（フ）第４８０号**
熊本市北区大窪２丁目８番31号　グランスイート311号、前住所熊本市東区花立５丁目６番47号
破産者　河野　泰男
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２８３号**
大分市大字上判田3347番地の84
破産者　松村　康平
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第２号**
北海道上川郡東川町西町５丁目２番15号　ドリームハウス　13
破産者　牧　　直道
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３号**
北海道上川郡東川町西町５丁目２番15号　ドリームハウス　13
破産者　牧　みどり
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１４号**
青森県十和田市稲生町14番48号
破産者　齊下　愼一
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２６年（フ）第４５号**
長野県上伊那郡飯島町飯島792番地４　ハイツ横前Ｃ棟、住民票上の住所長野県駒ヶ根市飯坂１丁目８番７号
破産者　飯山　將人
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

**平成２８年（フ）第２３２号**
岐阜県関市西仙房３番12―104号
破産者　井上　豊文
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第９１号**
岐阜県大垣市美和町1853番地１　国枝ハイツ
破産者　松木ちひろ
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２８年（フ）第４５８号**
東京都江戸川区南葛西３丁目22番14―815号ジャネットビル、開始決定時の住所横浜市西区北軽井沢63　鹿島道路株式会社横浜支店社員寮
破産者　松本　裕朗
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２６０号**
京都市右京区京北柏原町ハブ２番地１、破産手続開始決定時の住所京都市山科区大塚高岩12番地45
破産者　渡邉　幹雄
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第５７９号**
岡山市東区西大寺中２丁目９番５号
破産者　岡﨑　有沙（旧姓古賀）
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第７０３号**
京都市伏見区醍醐和泉町５番地22
破産者　梧谷　公二
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１５１号**
京都市左京区岩倉南大鷺町56番地１　宝ケ池オークガーデンＢ号室
破産者　安田　利守
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第１２３５号**
京都市山科区小野西浦２番地　勧修寺ハイツ607号室
破産者　八田　恭典
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第１２９号**
愛媛県四国中央市川之江町2530番地36
破産者　山之内達夫
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

**平成２６年（フ）第８４号**
高知市若草町３番１―412号、開始決定時の住所高知市鵜来巣１―８西崎マンション201
黒石久美方
破産者　北村　直人
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係